

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件七件 四〇〇
- 救急病院等を定める省令第一条第一項の申出を撤回した件二件 四〇一
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 四〇二
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 四〇二
- 家畜伝染病予防法に基づき報告を求めるとの一部を改正する件 四〇三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 四〇三
- 公告 四〇三
- 免税証を無効とする件 四〇二
- 平成十九年度福島県職員採用選考予備試験を実施する件 四〇三
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件 四〇三
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 四〇三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四〇三
- 土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件 四〇四
- 福島県病院局 四〇四
- 公印を新調しその使用を開始する件 四〇四
- 福島県選挙管理委員会 四〇四
- 候補者届出政党又は候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を決めた件の一部を改正する件 四〇四

告 示

福島県告示第三百八十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成十七年十二月二日救急病院として認定した。

平成十九年五月二十九日

名称 福島県厚生農業協同組合 所在地 大沼郡会津美里町高田甲二九八一 平成二〇年二月一日
 連合会高田厚生病院 所在地 番地 (健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第三百八十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成十八年一月一日救急病院として認定した。

平成十九年五月二十九日

名称 福島県知事 佐藤雄平
 南相馬市立総合病院 所在地 南相馬市原町区高見町二丁目五番 平成二〇年二月二三日
 地の六 (健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第三百八十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成十八年五月一日救急病院として認定した。

平成十九年五月二十九日

名称 福島県知事 佐藤雄平
 済生会福島総合病院 所在地 福島市大森字下原田二五番地 平成二二年四月三〇日
 (健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第三百八十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成十八年六月七日救急病院として認定した。

平成十九年五月二十九日

名称 福島県知事 佐藤雄平
 福島南循環器科病院 所在地 福島市方木田字辻の内三番地の五 平成二二年六月六日
 (健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第三百九十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成十八年六月十六日救急病院として認定した。

平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

名称 所在地 認定有効期限
 医療法人秀公会あづま脳 福島市大森字柳下一六番地の一 平成二十年六月十五日
 神経外科病院 (健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第三百九十一号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、
 次の病院を平成十八年十二月十五日救急病院として認定した。
 平成十九年五月二十九日

名称 所在地
 医療法人社団敬愛会福島 福島市東中央三丁目一五
 西部病院 (健康衛生領域医療看護グループ)
 認定有効期限
 平成二十年二月一日

福島県告示第三百九十二号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、
 次の病院を平成十九年三月九日救急病院として認定した。
 平成十九年五月二十九日

名称 所在地
 医療法人辰星会耕記念病 二本松市住吉一〇〇番地
 院 (健康衛生領域医療看護グループ)
 認定有効期限
 平成二十年三月八日

福島県告示第三百九十三号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、
 認定した次の救急病院の開設者は、救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した。
 平成十九年五月二十九日

名称 所在地
 ひらた中央病院 石川郡平田村大字上蓬田字清水内四
 (健康衛生領域医療看護グループ)
 福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第三百九十四号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、
 認定した次の救急病院の開設者は、救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した。
 平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

名称 所在地
 福島県厚生農業協同組合連合会鹿島厚生病院 南相馬市鹿島区横手字川原二
 (健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第三百九十五号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一
 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九
 年五月二十九日から同年六月二十九日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづく
 りグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及びい
 わき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
 平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- (仮称)いわき駅前再開発ビル いわき市平字田町百二十番地
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 - 1 店舗北側と東側の歩道に隣接する駐輪場については、歩道にはみ出して駐輪され
 可能性があるため、歩行者の通行の利便確保等の観点から、届出書記載のとおり
 適切な管理を行うこと。
 - 2 本件店舗は、いわき市内で最も利用者が多く、自転車利用者も多数にのぼるいわ
 き駅に隣接して設置されることから、いわき市の実施しているいわき駅前における
 自転車駐車対策に対する理解と協力を願いたいこと。
 - 3 騒音予測において、規制基準を超過している地点があることから、可能な限り騒
 音の低減に努めること。
 - 4 荷さばきの時間帯が早朝に係ることから、届出書記載のとおり極力大きな音を発
 生しないよう作業を実施し、周辺地域の生活環境の保全に十分配慮すること。
 - 5 駐車場での車両通行による騒音発生に留意し、騒音防止のための対策を届出書記
 載のとおり講じること。
 - 6 店舗や駐車場からの照明及び自動車のライトが、周辺地域の生活環境に影響する
 ことがないよう、届出書記載のとおり留意すること。
 - 7 飲食店や小売店の調理場等における悪臭発生の防止に努めること。
 - 8 周辺住民等から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の要請・指導
 に対し、誠意を持って対処すること。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一
 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九
 年五月二十九日から同年六月二十九日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづく
 りグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び会津

若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ会津若松店 会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
周辺地域の生活環境の保持には十分に配慮し、周辺地域の住民から苦情や要望等の問題が発生した際には、速やかに誠意ある対応を行うこと。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年五月二十九日から同年六月二十九日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル一箕町店 会津若松市一箕町大字亀賀字藤原五十二
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年五月二十九日から同年六月二十九日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
植田ショッピングセンター いわき市植田町中央三丁目三一
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三百九十九号

家畜伝染病予防法に基づき報告を求める件(平成十七年福島県告示第五百七十七号)の一部を次のように改正する。
平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

二中「月曜日において真近の月曜日から日曜日までの一週間」を「月の初日から末日までの一月間」に改める。

四中「月曜日から日曜日までの一週間」を「月の初日から末日までの一月間」に、
「その翌週の火曜日」を「その翌月の十日」に改める。

五 報告を求める期間

平成十九年六月一日から当分の間

別記様式中

第 五 号 (五) ~ 第 五 号 (五)

を 第 五 号

() ~ 第 五 号 ()

に改め、同様式備考一中「日曜日から日曜日までの一週間」を「火曜日」に改め、同様式備考一中「日曜日から日曜日までの一週間」を「火曜日」に改める。

「週間」を「火曜日」に、「翌週の火曜日」を「翌月の十日」に改める。
(生産流通領域衛生飼料グループ)

福島県告示第四百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、天満地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年五月三十日から
同年六月十八日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

公 告

公告第二百九十六号

次の軽油引取税免税証については、平成十九年四月十七日いわき市内において亡失し

た旨届出があったので、同日以降当該軽油引取税免税証は無効とする。
平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

亡失した軽油引取税免税証の様式及び種類	番 号	枚 数
地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二号）第一八条に規定する第三六号様式二〇〇リットル券	FH七〇六〇三二五〇二一	一枚

（財務領域課税収税グループ）

公告第二百九十七号

平成十九年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。
平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 試験を実施する職種
通信（防災行政無線）、保健師、児童自立支援専門員及び獣医師
- 二 試験期日
平成十九年七月九日（月）
- 三 受験申込受付期間
平成十九年五月二十九日（火）から同年六月二十五日（月）まで
- 四 受付窓口及び問い合わせ先

- 1 通信（防災行政無線）
福島県生活環境部県民環境総務領域総務企画グループ（福島市杉妻町二番十六号）
電話（〇二四）五二一七一一五
- 2 保健師及び児童自立支援専門員
福島県保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ（福島市杉妻町二番十六号）
電話（〇二四）五二一七一一九
- 3 獣医師
福島県保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ（福島市杉妻町二番十六号）
電話（〇二四）五二一七一一九）又は福島県農林水産部農林総務領域総務予算グループ（福島市杉妻町二番十六号）電話（〇二四）五二一七三九一）
（人事領域人事グループ）

公告第二百九十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から、次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
株式会社 社コム スンあ だたら ケアセ ンター	二本松市金 色久保二二 七七八	株式会 社コム スン	東京都港区 六本木六 一〇一	平成一九年 五月一日	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第二百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
只見町土地改良区
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 飯塚 春夫 南会津郡只見町大字大倉字中地二七八六番地一

（農村整備領域農村計画グループ）

公告第三百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
穴堰水系土地改良区
退任した役員
役別 氏名 住所

理事 佐川 健 西白河郡泉崎村大字関和久字瀬知房二四番地
同 緑川 武男 同 郡同 村大字関和久字上町六九番地

同 浅野 一成 同 郡同 村大字関和久字下町六六番地
 同 田崎 政志 同 郡同 村大字関和久字愛宕町八〇番地
 同 塩田 平久 同 郡同 村大字関和久字松ヶ沢五六番地
 同 小林 昭男 同 郡同 村大字北平山字新田二六番地
 同 岡部 嘉榮 同 白河市東蕪内字岩沢一三一番地
 同 野内 伸三 同 西白河郡中島村大字二子塚字荷前橋二番地一
 同 北住 一也 同 郡泉崎村大字北平山字堂ノ下一〇番地
 同 渡邊 忠雄 同 白河市東蕪内字南屋敷一四番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐川 健 西白河郡泉崎村大字関和久字瀬知房二四番地
 同 緑川 武男 同 郡同 村大字関和久字上町六九番地
 同 田崎 政志 同 郡同 村大字関和久字愛宕町八〇番地
 同 塩田 平久 同 郡同 村大字関和久字松ヶ沢五六番地
 同 田崎 淳 同 郡同 村大字関和久字上町一〇四番地
 同 菊地 一吉 同 郡同 村大字北平山字堂ノ下五番地一
 同 岡部富士雄 同 白河市東蕪内字南屋敷七一番地
 同 田谷 忠信 同 西白河郡中島村大字二子塚字浦山三六番地
 同 浅野 一成 同 郡泉崎村大字関和久字下町六六番地
 同 小林 惣一 同 郡同 村大字北平山字新田二七番地
 同 長倉 鉄夫 同 郡中島村大字二子塚字吉田六番地一

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第三百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項で準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成十九年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

清算法人石川町土地改良区

就任した清算人

役別 氏名

住所

清算人 遠藤 幸重 石川郡石川町字王子平五八番地
 同 泉 市郎 同 郡同 町字梁瀬一七九番地
 同 中島 辰昭 同 郡同 町大字沢井字館六五番地
 同 佐川 茂義 同 郡同 町大字沢井字西ノ作九五番地
 同 二瓶 忠重 同 郡同 町大字中野字竹下一番地の一
 同 矢吹 昭夫 同 郡同 町大字曲木字戸ノ内七九番地
 同 瀬谷 梅男 同 郡同 町大字湯郷渡字前ノ内八八番地

同 木戸 正明 同 郡同 町大字母畑字天升作五八番地
 同 瀬谷 豊 同 郡同 町大字中田字雁万田一六番地
 同 鈴木 勝徳 同 郡同 町大字板橋字塩ノ沢一八二番地
 同 小豆畑 剛 同 郡同 町大字山形字須沢二五四番地
 同 添田 啓一 同 郡同 町大字北山形字沢尻二二番地

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県病院局


福島県病院局告示第1号

公印を次のように新調し、平成19年5月29日その使用を開始する。

平成19年5月29日

福島県病院事業管理者 茂田 士郎

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
12	福島県企業出納員印(病用)		福島県病院局の企業出納員

(管理グループ)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十一号

候補者届出政党又は候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数等を定めた件(平成七年福島県選挙管理委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年五月二十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

る。

二の項中

株式会社福島放送 株式会社テレビユー福島 福島テレビ株式会社

を

株式会社福島中央テレビ 株式会社福島放送 株式会社テレビユー福島

に改め